

ミツワ株式会社 一般事業主行動計画

2015年7月1日

ミツワ株式会社

コーポレート本部 人事部

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年7月1日～平成30年3月31日までの2年9か月間

2. 内容

目標1：子ども出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 平成27年10月1日～ 会社の育児休業制度についてメール、共有サーバーなどで制度の詳細を周知する
- 平成27年10月1日～ 本社人事部を出産、育児サポート相談窓口として設置することを周知する。
- 平成27年10月1日～ 妊娠した女性に対して、出産、育児サポート相談窓口が具体的育児休業スケジュールの相談を受ける。

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成27年10月1日～ 本社人事部を出産、育児サポート相談窓口として設置することを周知する。

目標3：産前産後休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成27年11月30日まで 法に基づく諸制度の確認と会社制度の確認を出産、育児サポート相談窓口が行い、情報提供の準備をする。
- 平成27年12月31日まで 出産、育児サポート相談窓口は制度をまとめ配布できる形式で資料を作成し社員にメール及びサーバーで周知する。

本一般事業主行動計画は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を以下のように定めまるものです。なお本計画はまず旧ミツワ株式会社の就業規則が適用される事業部と事業所に適用され、各事業所の就業規則統合後に順次他事業所、事業部に展開する予定です。

以上